運搬用トロに側雪処理機をのせモーターカーでけん引する。側 雪処理機の機能諸元は表のとおり。 (増山 発)

がんえきせん 岩益線 広島県広島市から山口県岩国市を経て島根県益田市に至る本線とこれに付随する九つの支線からなる国鉄自動車路線であって、所管する岩国自動車営業所は岩国市に、六日市支所は島根県鹿足郡六日市町に、周防広瀬派出所は山口県玖珂郡錦町にある。

ロ程および沿革 岩益本線 広島センター 〜三菱ボンネル 前 32.9 km 昭 27·11·1 開業 岩国〜西岩国 西岩国〜小郷 橋 20.6 昭9・

1 区間・キ

小郷橋~周防 広瀬 19.6 昭 9•7•21

7.21

出合橋~日原 町 49.0 昭9・ 9・6

三菱ボンネル 前〜岩国 5.8

石見朝倉~蓼野



昭 25・12・11		
日原~石見益田	22.8	昭 27・11・1
五味~周防大久保	4.9	昭 28・5・5
周防広瀬~木谷原	3.3	昭 29・10・21
下多田~下阿品	3.9	昭 29・10・21
渡里橋~玖珂鉱山	3.9	昭 30・3・21
御庄橋~柱野中学校前	5.7	昭 30・8・1
本郷口~河山	0.8	昭 35・11・1
左鐙~上横道	6.7	昭 35・11・20
天尾口~二鹿上	5.1	昭 36・5・25
木谷原~木谷	4.6	昭 39・8・12
周防広瀬~錦国保病院前	0.8	昭 39・8・12
須金線		
合ノ本~須金	9.4	昭 35・6・1
本郷線		
本郷口~周防本郷	11.1	昭 23・2・26
周防本鄉~周防本谷	3.7	昭 27・6・1
本山口~周防本山	1.4	昭 28・2・1
高根線		
下出市~周防宇佐	22.7	昭 23・2・26
上須川~石見田野原	4.6	昭 31・6・21
高根~高根大原	4.3	昭 32・2・15
高根~向峠	2.8	昭 32・2・15
蔵木線		
六日市~石見田野原	6.6	昭 23・2・20
石見田野原~初見	2.5	昭 25•11•11
朝倉線		
立戸~上七日市	6.2	昭 24・1・30

3.7

昭 26 · 5 · 11

蓼野~捨 河内	4.7	昭 31・6・21	
蓼野~石見河山	2.5	昭 37・5・15	
高尻線 .			
下七日市~上高尻	9.4	昭 26・5・11	
上高尻~折元	3.7	昭 31・6・21	
椛谷線			
柿木~椛谷	8.9	昭 26・5・11	
椛谷~鈴ヶ谷	3.6	昭 37・5・15	
津和野線			
日原町~日原	1.6	昭 9・9・6	
日原~津和野	12.0	昭 23・9・21	
津和野~鷲原公園前	4.0	昭 30・3・15	
笹山線			
石見福川~津和野役場前	14.0	昭 37・12・ 5	
昭和35・11・1から従来の岩日線を岩益線と改称した。			

2 営業範囲

岩国・津和野間、阿山・周防本郷間、出合橋・周防広瀬間および六日市・石見田野原間は、旅客・手小荷物の取扱いをし、 その他の区間においては旅客のみの取扱いをしている。

このほか島根県鹿足郡―円および玖珂郡北部発着となる貸切 扱旅客の取扱いをしている。

3 使 命

鉄道先行,陰陽連絡および地方の産業,文化を助長すること を使命としている。

4 特 長

広島・石見益田間,広島・津和野間に直通特急便を運行し, 陰陽連絡の便をはかるほか奥地から広島市へ直通する急行・快 速便の運行など地方開発に寄与している。沿線には,日本三景 の一つ安芸の宮島,天下の奇橋錦帯橋,あるいは六日市・錦羅 漢などのスキー場,その他の景勝地に恵まれている。

(河原塚 仁平)

かんこうきばんしせつ 観光基盤施設 観光の基盤となる施設。観光の施策は、宣伝、接遇および施設の三つに大別されるが、観光施設のうち、交通手段の確保が観光旅行の前提をなすものであり、これらの交通に関係する施設を他の旅行関係施設と分離して、観光基盤施設と呼んでいる。この内容としては、鉄道・鉄道車両・道路・自動車・駐車場・バスターミナル・港湾・旅客船・空港・航空機などの陸海空のすべてにわたる交通機関および、これらに関連する施設が含まれている。

観光基盤施設は、*観光基本法の第8条、第12条および第13条にその整備の必要性があげられている。第8条では、国際観光地および*国際観光ルートの総合的形成をはかるためには、きわめて多方面にわたる施策が必要であるが、これらのうちでも観光旅客の交通手段の確保のため、観光基盤施設の整備は最も重要であると示されている。第12条では、観光旅行者の観光地への過度の集中の緩和に資するため、観光旅行者が利用することが少ない観光地、または観光地として開発するについても、観光基盤施設の整備が必要であると示されている。また、第13条では、低開発地域であって、その地域を観光開発する場合にあっても、観光基盤施設の整備が必要であると示されている。

以上述べたように、国際観光上からも、既成観光地の過密の 緩和および地域開発のための観光開発の上からも、観光基盤施 設の整備が、他のすべての施策の前提をなすものであって、国 および地方公共団体は、このために必要な施策を講じ、または 講ずるように努めなければならない。 (林 幸二郎)